

社会福祉法人名取市社会福祉協議会
令和 2 年 度 事 業 計 画

I 基本方針

近年、少子高齢化が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

暮らしにおける人と人とのつながりも弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、お互いが配慮し存在を認め合い、そして支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

名取市社会福祉協議会は、昨年度策定した「名取市地域福祉活動計画」の基本理念である「市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現」を目指して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組んでまいります。

また、今年度は法人設立50周年という節目の年であります。

これを契機に、これまで築き上げてきた地域福祉活動を振り返るとともに、明るく住みよい、福祉のまちづくりのために、更に充実した地域福祉活動を推進し、市民の要望に応えるよう努力いたします。

あわせて、組織運営体制の見直しについては、引き続き取り組んでまいります。

II 重点目標

1 地域福祉活動計画の推進

推進にあたり、3つの基本目標を柱に取り組んでいきます。

- (1) 市民が主体的に支え合うまちづくり
- (2) 地域の支え合いのしくみづくり
- (3) 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり

2 地域福祉活動の推進

地域福祉活動計画の基本目標の推進に当り、地域福祉がどのようなものを「知り」、次に身近な地域がどのような福祉課題を抱えているかを「わかり」、そして福祉課題の解決に向け、あらゆる立場の人々が「つながる」をコンセプトとした地域福祉活動を推進します。

3 法人組織・体制の見直し

地域福祉活動の迅速なサービスの実施が図られるよう運営・組織体制の改善・改革を推進します。

Ⅲ 事業計画 (注) 活は地域福祉活動計画事業、新は新規事業、受は名取市からの受託事業

1 法人運営事業

(1) 理事会、評議員会等の開催

法人運営のために必要な役員会、委員会等の開催

*理事会 *評議員会 *各種委員会等

(2) 広報誌の発行（年2回発行）活

広報誌「社協だより」を毎戸に配布し、社協活動の理解と協力を求めるとともに福祉関係の情報を提供します。

また、発行回数の増加や掲載内容の充実を図ります。

(3) ホームページの運用 活

ホームページは、市民が場所や時間にとらわれることなく、事業内容や最新情報が取得できるシステムとして運用を図ります。

また、地域福祉団体の情報を積極的に発信するよう努めます。

(4) SNSを活用した情報発信 活新

SNSの活用など新たな情報伝達手段を検討し、幅広い年齢層への情報発信に努めます。

(5) 社会福祉協議会会費の有効活用 活

社会福祉協議会会費の使途の明確化及び情報公開、地域福祉財源による課題解決への有効活用のしくみづくりを行います。

(6) 福祉調査の実施

緊急時に対応することを視野に入れ、ひとりぐらし高齢者等の状況について調査を行います。

*調査基準日：4月1日

(7) 役職員等の研修の実施及び参加

法人運営、事業内容の充実強化を図るため役職員等の研修を実施します。

* 県南地域社協連絡会役員研修

* 仙台都市圏域等災害時協定社協役員研修

* 職員の内部研修（年計画により実施）

* 職員向け外部研修会

(8) 市民啓発事業

福祉の啓発や本会の事業活動のPRを目的にイベント・大会等を実施し、法人運営に対する市民の理解を図ります。

* 第46回名取市社会福祉大会（11月13日・文化会館）

(9) 善意銀行運営事業 活

市民や団体等から善意としての金品を預かり、福祉事業に有効に活用（払出）を行います。

(10) 非常災害発生時における援護金品の受配業務

災害発生時に援護金品の受配業務を行うとともに、火災発生時には被災世帯に対して見舞金を支給します。

2 地域福祉事業

(1) 相談支援事業

イ 生活相談所運営事業 ㊦

地域で生活する上で生じる市民の悩みや困りごとについて相談に応じ、助言・援助を行います。

*毎週火曜日 午前10時～午後3時

ロ 生活福祉資金等貸付事業 ㊦

① 総合支援資金	低所得者世帯で、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯へ相談支援と生活資金の貸付を行います。
② 福祉資金 (福祉費・緊急小口資金)	低所得者・障がい者または高齢者のいる世帯で、他から資金の貸付を受けることが困難な世帯に対し、経済的自立と生活安定を図るため資金の貸付を行います。
③ 教育支援資金	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、大学、または高等専門学校に入学・就学する為に必要な資金の貸付を行います。
④ 不動産担保型生活資金 (他に要保護世帯向け不動産担保型生活資金もあり)	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する(要保護の)高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行います。
⑤ 災害緊急特例貸付 (緊急小口資金、生活復興資金)	東日本大震災に係る特例貸付の運用を行います。
⑥ 生活安定資金貸付	低所得世帯の緊急かつ一時的な資金需要に対し自立につながるための小口資金の貸付を行います。

ハ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業 通称:まもりーぶ) ㊦

判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者等に対して日常生活の金銭管理などの相談・支援を行います。

(2) 地域福祉推進事業

イ 地区担当職員(コミュニティソーシャルワーカー)の配置に向けた検討 ㊦㊧

地域の状況把握、地区福祉委員会活動に関する相談対応や運営支援など、地域福祉の推進を支援するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置について検討します。

ロ 地区福祉委員会活動支援・助成事業 ㊦

地域の実情に即した地域福祉活動が行われるよう地区福祉委員会の活動を支援し、助成を行います。

ハ 福祉団体助成事業 ㊦

市内の福祉関係団体等が実施する事業に対し助成を行います。

ニ サロン等活動助成金制度創設に向けた検討 ㊦㊧

地域で行われている住民主体のサロン活動や支え合い活動が継続的に行われるよう、また、新たに活動を開始する人の支えとなるよう、活動資金の支援を目的とした助成金制度創設に向けた検討を行います。

ホ 福祉給食サービス事業《配食サービス》㊦

65歳以上のひとりぐらし高齢者等を対象に安否確認を目的に週1回のお弁当を配達します。

＊毎週火曜日・・・東北本線を境に基本的に東側の地区

＊毎週木曜日・・・東北本線を境に基本的に西側の地区

へ 生活支援体制整備事業 ㊧

生活支援コーディネーターを配置し、住民相互の支え合い活動の推進を目的に地域資源の発掘及び取りまとめ、地域住民等を対象とした意見交換の場を開催します。また、生活支援サービス等の必要性和普及啓発を目的とした講演会等を開催します。

ト 認知症サポーター養成講座

「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン（認知症サポーターキャラバン；全国キャラバン・メイト連絡協議会）に賛同し、認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」養成に協力し、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を進めます。

チ 福祉団体事務局に関する業務 ㊨

①名取市民生委員児童委員協議会

②名取市ボランティア連絡会

③名取市老人クラブ連合会

④名取市共同募金委員会

3 ボランティア活動推進事業・福祉教育事業

(1) ボランティアの育成 ㊩

ボランティア活動に関する相談や情報提供とともにボランティア活動への参加を希望する個人・グループを登録し、活動等を紹介します。

(2) ボランティア活動保険の加入と普及

ボランティア活動中の万一の事故に備えるための保険の加入手続きの受付や普及に努めます。

(3) キャップハンディ体験事業 ㊪

児童を対象に、車いす、白杖、アイマスクなどを使った障がい擬似体験を通じ、その立場になって行動する姿勢を育てます。

(4) 福祉学習・ボランティア体験の推進 ㊫㊬

長期休暇を活用したボランティア体験や世代間交流など、子どもから大人まで全ての人に対し、福祉への興味関心を育てる体験プログラムの開発に努めます。

(5) 各種実習生の受け入れ

各大学や専門学校等から看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などを目指す学生の実習受け入れを行います。

4 災害ボランティアセンター事業

(1) 災害時に備えた各種協定に関する事業

災害ボランティアセンター相互支援の協定を締結した広域エリア内で開催される

各種会議への出席及び研修会等へ参加し、大規模災害に備え、平常時から協力連携体制の構築に努めます。

＊宮城県内市町村社協災害時相互支援協定に関する取組み
(県社協、県内13市22町村)

＊県南地域協定社協(4市9町)との連携

＊仙台都市圏域等協定社協(5市10町村)との連携

(2) 災害時を想定した事業所間連携の検討 ㊦㊧

災害発生時においても、支援を必要とする人が必要な福祉サービスを受けることができるよう、情報交換の場を設けるなど、事業所間の連携強化について検討します。

5 在宅生活支援事業

(1) 在宅福祉サービス

イ 認知症家族等交流会事業「いっぷく堂」㊦

認知症の方等を介護する家族を支援する集いの場を開催します。

ロ 育児ヘルプサービス訪問事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業 ㊦

育児支援を必要とする世帯やひとり親で支援を必要とする世帯等に対して、生活支援等のサービスを提供します。

(2) 介護保険事業 《指定居宅介護支援事業所ほっとなとり 指定居宅サービス事業所ほっとなとり》

イ 居宅介護支援事業・第1号介護予防支援事業 ㊦

利用者に適切なサービスが提供されるよう一人ひとりに適合したケアプランの作成と日常生活に必要な情報提供や連絡・調整を行います。

ロ 訪問介護事業・第1号訪問介護事業 ㊦

日常生活を営むことが困難な高齢者に対して訪問介護員を派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供します。

ハ 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業 ㊦

家庭において入浴することが困難な高齢者に対して巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

ニ 福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業 ㊦

介護用ベッド、車いすなど、福祉用具の貸与サービスを提供します。

ホ 特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業 ㊦

利用者に適切な特定福祉用具の選定を行い、機能訓練に資すること等に使用する福祉用具を販売提供します。

ヘ 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業《ほっとなとり なちゆる》㊦

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、通所介護事業所において、入浴排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練等を行います。

ト 地域包括支援センター事業《名取南地域包括支援センター》㊦

地域住民の心身の健康保持や生活安定のため、総合相談支援業務、介護予防マネジメント業務など包括的な支援を提供します。

[担当地区エリア：名取が丘、館腰、愛島]

(3) 障がい福祉サービス事業

イ 「名取市友愛作業所」の運営 ㊟

指定管理者制度による指定管理者（平成29年度～平成33年度）として、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業の管理運営を行います。

① 就労移行支援	一般企業などに就職を希望する65歳未満の精神障がい者を主な対象にし、就労のための作業訓練や職場実習などを行うほか、就職活動や就職後の職場定着に必要な支援を行います。
② 就労継続支援B型	一般企業への就職が難しい精神障がい者を主な対象にし、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練など、福祉サービスの提供をあわせて行います。

ロ 障害福祉サービス《指定居宅サービス事業所ほっとなとり》㊟

① 居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、知的障がい児、精神障がい者に対して、居宅介護員を派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供します。
② 重度訪問介護	
③ 行動援護事業	
④ 移動支援事業 (地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な障がい者に対し、日常生活上必要不可欠な買い物、官公庁等の用事や社会参加など、外出するための支援を行います。
⑤ 訪問入浴サービス事業 (地域生活支援事業)	家庭において入浴することが困難な障がい者に対して巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

ニ 相談支援事業《なとりソーシャルサポートセンターぽこあぼこ》㊟

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。